

公 告

令和8年9月11日

令和9年度及び令和10年度において、広島市及び広島市水道局が発注する地質調査業務、測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設コンサルタント業務等」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の要件及び当該資格の審査申請（以下「申請」という。）の手続等について、広島市契約規則（昭和39年広島市規則第28号）第3条第4項（同規則第19条第2項の規定により準用する場合を含む。）及び広島市水道局契約規程（昭和39年水道局規程第8号）第5条第4項（同規程第21条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實
広島市水道事業管理者 榊 原 茂

1 競争入札に参加しようとする者に必要な資格の要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 広島市長又は広島市水道事業管理者との契約に関し、次のいずれかに該当すると認められた後3年（広島市長又は広島市水道事業管理者が3年の範囲内で別に期間を定めた場合にあつては、その期間）を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ この号（このキを除く。）の規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 営業に関し法律上必要とする資格を有している者であること。
 - ア 測量業務について申請しようとする者は、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けている者であること。
 - イ 建築関係建設コンサルタント業務のうち建築一般について申請しようとする者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けている者であること。
- (4) 広島市建設コンサルタント業務等競争入札取扱要綱（平成18年6月1日施行。以下「取扱要綱」という。）第11条第1項（第3号及び第4号に係る部分に限る。）又は同条第2項若しくは第3項若しくは第11条の2第1項（いずれも取扱要綱第11条第1項（第1号、第3号及び第4号に係る部分に限る。）の規定に相当する規定に限る。）の規定その他これらに類する広島市又は広島市水道局の要綱等の規定（これらに準じ、又はその例によることとされる場合を含む。）により、競争入札参加資格その他これに類する資格を取り消された者にあつては、当該競争入札に参加することができない期間を経過していること。
- (5) 無資格業者であつて、取扱要綱第11条の3第1項又は第2項（いずれも取扱要綱第11条第

1 項（第 1 号、第 3 号及び第 4 号に係る部分に限る。）の規定に相当する規定に限る。）の規定その他これらに類する広島市又は広島市水道局の要綱等の規定（これらに準じ、又はその例によることとされる場合を含む。）により、広島市又は広島市水道局が発注する建設コンサルタント業務等に係る競争入札に参加することができないとされた者にあつては、当該競争入札に参加することができない期間を経過していること。

(6) 申請（入力）の時に広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(7) 広島市小規模修繕契約希望者登録制度実施要領（平成 16 年 12 月 1 日施行）第 4 条に規定する広島市小規模修繕契約希望者名簿に登録されている者でないこと。

2 資格審査の申請手続

(1) 申請方法

申請者は、インターネットを利用して広島市ホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)「事業者向け情報」から「電子入札」、「広島市電子調達システムポータルサイト」にアクセスし、「業者登録受付システム」により、申請入力画面上の申請フォームに必要事項を入力し、送信した後、別記に掲げる書類 1 部を下記(3)の期限までに郵便等により提出すること。

(2) 申請（入力）期間

令和 8 年 10 月 26 日（月）から同年 11 月 13 日（金）まで（広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 49 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（同入力時間内に入力・送信を完了させること。）

(3) 提出書類の提出期限

令和 8 年 11 月 30 日（月）必着

(4) 補正等について

申請書類の補正を求めた場合又は追加で書類の提出を求めた場合において、指定した期限までに補正又は書類の提出が行われなかったときは、当該申請に係る競争入札参加資格の認定を行わない。

(5) 提出先

ア 郵便の場合

〒730-8799

広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 1 号

広島中央郵便局留 広島市財政局契約部 行

イ その他の場合

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号

広島市財政局契約部工事契約課（本庁舎 15 階）

電話（082）504-2280（直）

3 資格審査の結果の通知

前記 1 に掲げる資格要件に適合しているかどうかについて、前記 2 の申請手続により提出された書類により審査した結果は、後記 5 に掲げる日の前に、登録のあった E-mail アドレス宛てに電子メールを送付することによって通知する。なお、競争入札参加資格を有すると認定した者を「令和 9 年度及び令和 10 年度広島市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者名簿」に登載する。

4 資格の有効期間

(1) 競争入札参加資格の有効期間は、広島市長及び広島市水道事業管理者が定める日（以下「有効期間開始日」という。）から令和 10 年度の末日までとする。ただし、令和 11 年度においても、令和 11 年度及び令和 12 年度の建設コンサルタント業務等に係る競争入札参加資格の有効期間開始日の前日までの間は、なお効力を有する。

(2) 競争入札参加資格は、資格の有効期間内に入札公告等を行う建設コンサルタント業務等の競争入札に参加することができる資格とする。

- (3) 令和10年度の資格の有効期間内に入札公告等を行う競争入札のうち、落札者等を決定するまでの間に令和11年度及び令和12年度の有効期間開始日が到来したものについては、(1)にかかわらず、当該競争入札に参加する者に限り、落札者等を決定する時までは、令和10年度の資格がなお有効に存続するものとみなす。
- 5 有効期間開始日
令和9年5月上旬（予定）
- 6 申請の業種区分について
次に掲げる業種の区分に従い申請すること。
- (1) 地質調査業務
 - (2) 測量業務
 - (3) 土木関係建設コンサルタント業務
 - (4) 建築関係建設コンサルタント業務
 - (5) 補償関係コンサルタント業務
- 7 資格認定後の辞退について
競争入札参加資格の認定後において、特段の理由なく競争入札参加資格を辞退した場合は、当該競争入札参加資格の認定通知書に記載された有効期間内においては、申請を受け付けない。
- 8 申請書の内容変更等の届出について
- (1) 申請書提出後、競争入札参加資格の認定前に、申請事項（登録関係、所在地、電話番号、商号又は名称、代表者氏名、使用印鑑、委任関係、資本金等）に変更が生じた場合には、広島市財政局契約部工事契約課へ連絡すること。また、競争入札参加資格の認定後に、認定事項に変更が生じた場合には、インターネットを利用し、広島市のホームページ「事業者向け情報」から「電子入札」、「広島市電子調達システムポータルサイト」にアクセスし、「業者登録受付システム」により変更事項を入力・送信の上、出力した申請書等を広島市財政局契約部工事契約課（前記2(5)イ）へ郵送等により直ちに提出すること。
 - (2) 営業の廃止等の理由により、申請書の提出後に申請を取り下げる場合にあっては競争入札参加資格審査申請取下書を、競争入札参加資格の認定後に競争入札参加資格を辞退する場合にあっては競争入札参加資格辞退届を、それぞれ直ちに広島市財政局契約部工事契約課へ提出すること。

別 記

建設コンサルタント業務等競争入札参加資格審査申請書類一覧表

- 1 競争入札参加資格審査申請書（「業者登録受付システム」から印刷するもの。「業者登録受付システム」から印刷する申請受付内容を含む。）
- 2 使用印鑑届（「業者登録受付システム」から印刷するもの）
- 3 委任状（入札契約権限を、その使用人に対し、委任しようとする場合。「業者登録受付システム」から印刷するもの）
- 4 口座振替依頼書（新規申請の場合又は振替口座を変更等する場合。「業者登録受付システム」から印刷するもの）
- 5 法人にあっては法人登記の履歴事項全部証明書（写し可。発行年月日が申請（入力）日の3か月前の日以降のもの）
個人にあっては身分証明書（写し可。証明年月日が申請（入力）日の3か月前の日以降のもの）及び誓約書（個人申請用）（「業者登録受付システム」から印刷するもの）
- 6 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可。「その3」、「その3の2」又は「その3の3」のいずれかの、未納の税額がない旨の証明書。証明年月日が申請（入力）日の3か月前の日以降のもの）（e - T a xを利用して電子納税証明書（P D F形式）が交付された場合には、交付された電子納税証明書をA4サイズに印刷したものでも可）
- 7 広島市への納税義務がある場合にあっては広島市税の納税証明書（写し可。納付すべき市税の滞納がない旨の証明書。証明年月日が申請（入力）日の3か月前の日以降のもの）
広島市の区域内に事業所等を有さず、広島市への納税義務がない場合にあっては、その旨の申立書（「業者登録受付システム」から印刷するもの）
- 8 技術者経歴書
- 9 営業に関し法律上必要とする登録の証明書等の写し
- 10 法人にあっては申請（入力）日の直前の事業年度終了の日の直前1年の事業年度に係る財務諸表の写し、個人にあっては前年の青色申告書の貸借対照表及び損益計算書の写し
ただし、他の提出書類に添付して当該書類を提出する場合は、重複して提出する必要はない。
- 11 営業所等調書兼実態調査同意書（広島市の区域内に所在する営業所等の長が入札権限を有する場合に限る。）
- 12 定形郵便物（50g以内）における郵便料金相当額の普通切手（建設コンサルタント業務等に係る競争入札への参加を初めて希望する者、資格区分の追加を希望する者及びパスワード再発行希望者に限る。）